

安全保障貿易管理の法的検討

城 秀孝 (神田外語大学)

key words

安全保障貿易管理 security trade control, 兵器／武器 weapons／arms, 自衛権 right of self-defense, 外為法 foreign exchange and foreign trade law, 自由貿易 free trade

はじめに

現代の世界では、数多くの兵器が各地で生産され不幸にもそれらが戦闘に利用されている。兵器は工業製品であり、世界各国の工業技術の進展とともにその開発技術も高まってきた。直接的な殺傷に利用される火薬類に限らず、機械動力や制御機器などのハイテク化が進む中で、兵器とは如何なるものであるのか、そしてそれらをどのように規制してゆくべきであるのかは、人類にとって重要な検討問題であるといえる¹⁾。世界に兵器が蔓延する状況下で、大学の軍事協力問題について検討する際に重要な基礎となる、大学における学術行為の軍事利用について考えるためには、現代社会における兵器の輸出および輸入の基本構造についても理解しておくことが必要となる。本報告では、世界有数の工業国である日本を含め、国際社会の国々が広く利用する安全保障貿易管理制度について、その法的側面を中心に検討を行った。

1 貿易の基本構造

貿易は、自国と外国との間において、人（私人および公人のみならず、法人としての私企業・公企業、さらには国家そのものまでを含む）が商品（モノ・サービス）の販売を行うことによって一般的に成立する。人や国家機関などが、主体

1) 兵器と武器 (weapons と arms) の定義については様々な見方があるが、本報告では、基本的に戦闘行為に利用できるものを一括して扱うため、厳格な定義は行わなかった。国際法学の分野においても、「大量破壊兵器」や「小型武器」などの用語が一般的に併用して用いられている。日本の外務省のホームページを参照すると、「通常兵器」の軍縮の総合頁のなかに「小型武器」の項目が置かれている。定義に関連して以下の URL を参照 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/sw/gaiyo.html>)。

的に外国と商業上の交流を促進するグローバル化の時代にあつては、さまざまな商品が国境を越えて往来している状況がある。そうしたなかで、自国にとって望ましくない外国製品の輸入や、外国への自国製品輸出を国家が法的にこれを阻止することもまた、国家の主権的行為として長年にわたって国際法上許容されてきた。戦後の日本は日本国憲法第9条のもとで平和国家への道を歩むこととなり、兵器の開発・保有・輸出は様々なかたちで制限されてきた²⁾。しかし、工業製品・製造技術のハイテク化が世界的に進展するなかで、工業技術先進国である日本の製品や技術が、意図せずして外国製兵器に組み込まれて利用される状況も散見されるようになっていった。こうした状況を打破するため、外国政府および企業によって兵器に転用されるおそれのある自国製品・製造技術の輸出を食い止めることを「輸出管理」³⁾と呼ぶ。日本を含め国際社会においてその活動が強化される流れとなっている⁴⁾。

2 輸出管理とは何か

まず、現在の日本において利用されている輸出管理の基本的定義を確認しておく。輸出管理に関する各種支援業務を担っている一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）による定義は以下のとおりである。「我が国及び国際社会の平和及び安全の維持を目的として、外国への輸出や技術の提供などの際に、一定の機能や性能を有する貨物や技術について、需要者や用途などに問題

2) 兵器一般の製造・販売に関わる商人について検討した入門文献として、岡倉古志郎『死の商人』（岩波書店、1962年）参照（1999年、新日本新書にて復刻）。

3) 本来、兵器やその原材料・製造技術の輸出の問題と並行して、それらの輸入の問題についても検討する必要がある（＝輸入と輸出の双方を含めた、総合的な意味における「貿易管理」）のであるが、本報告の対象から輸入については除外している。2016年度の民科学術総会において行われたコロキウム「『日米核軍事同盟』を問う」において筆者は、日米の軍事同盟関係の状況につき概要報告を行い、そのなかで日米間における同盟の深化に伴う装備品共通化の流れについて触れた。日本が米国と同一の装備品を多数保有する（これは主として米国製品を日本側が多数輸入することによって成立する）ことで整備・運用の利便性を高める動き（いわゆる「インターオペラビリティ」の確保）である。詳細につき、『法の科学』48号（2017年）57頁以下参照。

4) 疑念のある輸出を厳格に管理する一方で、友好国への輸出については可能な限り拡大してゆく動きもある。広義の「輸出」のなかには、価格を設定して代金を受領する「販売」のみならず、日本で使用しなくなった旧式の護衛艦、巡視艇などを「無償」で諸外国に提供すること等も理論的に含まれる。さらに、これらを相手国に対して引き渡す段階までで終了せず、当該装備品の有効利用のための訓練・支援まで含めて行うという、いわゆるキャパシティ・ビルディングとして考えることにつき、森本敏『防衛装備庁』（海流社、2015年）302頁参照。

がないか管理チェックすること」である⁵⁾。製品（完成品）としての兵器および、需要者（つまり、その開發生産修理補修技術の購入者および利用者）の双方を中心に判定を行い⁶⁾、疑わしい用途の場合には輸出を阻止するという基本的なシステムであり、このシステムはかならずしも兵器を禁輸するものではないことが理解できる。これは基本的に「大量破壊兵器等の拡散や通常兵器の過剰な蓄積の防止を図るため、国際的な協力関係の構築を図ろうとする努力が続けられている」⁷⁾システムなのであり、兵器の完全な廃絶ではなく、あくまで「過剰な蓄積」を防止するにとどまるものである。この点で輸出管理は「貿易取引を抑制するのではなく、むしろ取引のセキュリティを高めることを通じ、輸出者や輸出国の信頼を醸成し、世界の経済的繁栄を支える自由貿易体制の発展に大きく貢献するものである」と考えられている⁸⁾。こうした観点からみると、輸出管理にはある種のダブルスタンダード的な側面があるとも言える。

3 軍事転用可能な技術の蓄積

今回の学術総会に際しては、技術論・経営論の観点からの輸出管理分析は、第一報告（佐野報告）において実施されているため、筆者の側からの詳細な検討は大幅に省略した。しかし、今後も輸出管理問題について分析を継続してゆくためには、世界の軍事情勢において如何なる種類の技術や原材料が求められているのかを随時確認してゆくことは重要である。一般的に兵器の輸出と言うと、完成された軍艦や戦車や軍用機などをイメージしがちであるが、少なくとも筆者がこれまで見聞してきた範囲においては、日本製の軍艦や軍用機などの完成品の輸出が軌道に乗ったという情報は得られていない。政府はかつての

5) 安全保障貿易情報センターCISTEC編『〈STC Associate〉テキスト・問題集』（2017年）1頁。CISTECは安全保障貿易管理に関する実務能力の養成と啓発に当たっており、輸出管理実務能力認定試験を実施している。これは初級レベルから上級レベルまでの三段階で実施されており、筆者はそのうちの初級試験について昨年合格した。本書はその学習用教材の一部である。

6) この手続を「該否判定」と呼ぶ。製品や技術を輸出しようとする企業や大学では、自らが雇用するスタッフ（社員・職員等）が輸出業務と並行して該否判定を実施することもあるが、そうした専門的知見を持ち合わせていない場合には、各種貿易コンサルタント、弁護士事務所等に該否判定を委託するケースもある。上記CISTECにおいても仲介業務を実施しているとのことである。高度な技術を擁する理工系の大学においては、専門人材の育成と採用を実施しているものもあり、そうした人材の公募情報が国立研究開発法人科学技術振興機構の研究者採用情報データベースJREC-IN（<https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekTop>）を通じて掲載されることもある。

7) 通商産業省貿易局編『安全保障輸出管理の今後のあり方』（1994年）5頁。

8) 浅田正彦編『輸出管理——制度と実践』（有信堂、2012年）180頁〔木原晋一・矢野剛史執筆〕。

「武器輸出三原則」を改廃し、新たに防衛装備庁を設立⁹⁾して輸出促進に向けて努力している模様であるが、ビジネス上のライバルとなる欧米諸国等の有力兵器メーカーが鎬を削る兵器マーケットにおいて、新規参入は順調ではないものと思われる¹⁰⁾。ここで、兵器の中で特に主要な地位を占める航空機の観点から考えてゆきたい。太平洋戦争敗戦を受けて一旦は航空機の製造が禁止された日本であったが、禁止令が解除された後には各種航空機の整備・製造も行われるようになり、防衛用の各種航空機を保有するに至っている。しかし、戦後数十年にわたる航空技術開発の状況について、航空ジャーナリストの青木謙知氏は辛口な批評を行っているのでここで紹介しておきたい。「戦後の独自開発航空機を見て、大きく二つ、痛感させられることがある。一つはそれぞれの時代で、国際的な基準に到達していない面があることで、もう一つは技術優先で実用面での考慮がおろそかになっていることだ¹¹⁾」。

こうした状況がある一方で、日本の企業や大学が保有する高度な機械部品製造技術が、外国企業や外国政府から注目されており、それらの軍事転用が画策されている状況もある。本報告では詳細について触れられなかったが、東芝コ

9) 設立経緯につき、森本・前掲注4)参照。著者の森本敏元防衛大臣は民主党野田内閣における大臣である。第二次安倍政権誕生以前からの兵器輸出解禁の動きについて簡潔に紹介したものとして、山崎文徳「(コラム) 武器輸出政策のねらい——武器輸出三原則から防衛装備移転三原則へ」梶原渉・城孝秀ほか編『18歳からわかる平和と安全保障のえらび方』所収(大月書店、2016年)24頁以下参照。

10) 日本国内で利用する防衛装備品の調達・維持についてでさえ困難を抱えている状況のなかで、海外への兵器輸出についてまで業務拡大を望む企業は現状では少ないという指摘につき、桜林美佐『武器輸出だけでは防衛産業は守れない』(並木書房、2013年)参照。

11) 青木謙知「戦後日本の航空機産業の歩み」航空情報2016年3月号29頁以下。青木氏は日本のF-2型国産戦闘機の技術について、「複合材料による一体成形の主翼は、技術的にはすごいことではあるものの、実用戦闘機としては疑問がもたれるものだ。F-2が戦闘に行き、被弾するなどして主翼に穴が空いて帰投した場合は考慮されていないのだろう。(中略)これでは時間と経費の無駄が大きく、兵器としての実用性が全くないといえよう」と述べる。なお、航空機に限らず製品の輸出に関する困難は、商業に関する様々な制約からも論じることができるだろう。商業取引においては、一定の価格で一定の時期に自らの望む製品を購入する希望者(需要者)が存在すること、そしてそれに対して製品を販売するメーカー・製造者(供給者)がいることによって商業取引が成立する。日本の有力企業である三菱航空機が新型民間ジェット機「MRJ」を開発販売し始めたことは注目されているが、最終的な開発完了が幾度も遅延することによって最終的にはビジネスチャンスを逃す可能性もある。一定の期間内に一定の性能を確保した製品を必要な数量だけ完成させることは実際の商業においては簡単ではない。この点につき、前間孝則『なぜ、日本は50年間も旅客機をつくれなかったのか』(大和書房、2008年)331頁参照。本稿執筆中に接した情報であるが、日本が弾道ミサイル迎撃のために導入を進めているイージス・アショアのシステムについては、当初日本企業の技術参画が検討されていたが、日本企業が提供する部品の納期および価格が、システム全体の要求水準を満たせなかったとして、搭載断念を米側が通告したと報じられている。この件について今後詳細に検討する必要があるだろう。

コム事件（1987年）をはじめとする安全保障輸出管理関連法規違反事件（＝いわゆる不正輸出事件）はこれまでに日本に関して実際に発生しており、今後もそうした事案の発生を阻止するために輸出管理のシステムが多用されることとなるものと思われる¹²⁾。工学系の軍事評論家である江畑謙介氏やジャーナリストの望月衣塑子氏をはじめとする様々な人々が、兵器輸出問題につき様々なレポートを行ってきたが、最終完成形の製品として見た場合、実戦での有効性を証明されていない製品でありながら価格が割高であることについて指摘されることも多い。長年に亘り輸出を考慮してこなかったことから、開発目的・性能・価格についてある種のガラパゴス的な開発状況にあったのが日本製の兵器の現状ではあるが、今後装備品の国際共同開発が進展し、さらに外国軍と自衛隊による海外での共同実地訓練などが積み重ねられてゆけば、そうした状況は変わってゆく可能性がある¹³⁾。

4 輸出管理の法制度

兵器開発疑念国に対する製品および技術の輸出を阻止することによって自国の安全を確保するシステムが、輸出管理である。その基本的な法構造はどのようになっているのか、確認しておきたい¹⁴⁾。まず、第一に、国際法の側面と国内法の側面に分けて考える。

国際法の側面としては、各国を縛る国際的枠組みが二種類存在する。条約と

12) 輸出管理の主要な法規範としての「外為法」に関する違反事例についての法的分析として、田上博道＝森本正崇『輸出管理論』（信山社、2008年）126頁以下参照。

13) 後発参入企業が不利であることは、必ずしも日本だけの事例ではない。欧州においても過去に見られたものである。明治時代においてイギリスやフランスの武器メーカーが日本への輸出競争で激しい対立に晒されていた歴史について紹介するものとして、千田武士『呉海軍工廠の形成』（錦正社、2018年）755頁以下参照。これによると、後発の英国アームストロング社は本国での受注競争に勝利するため、輸出においても実績を上げておく必要があり、多少重要な技術であっても惜しみなく外国（日本）に供与する選択を行ったとされる。ほかにも、英仏の武器メーカーの場合、各国に同じモデルの武器を輸出することによって送り手の優位性を確保するとともに、自国勢力への囲い込みを図る目的もあったことが指摘されている。こうした状況は商業社会において時折散見されるものであり、新規参入企業は多少怪しい相手であっても商談を持ちかけ、国際的な商業交流・研究開発交流を行ってしまうリスクを有しているとも言える。こうした点から考えると、熾烈な競争を生じさせてしまう過度な経済グローバル化を警戒し、不要な国際交流を抑制できるような穏健な経済基盤を考えてゆくことも、輸出管理と世界平和の問題を考える上で重要であると言える。

14) 以下のホームページを参照（http://www.cistec.or.jp/export/yukan_kiso/kokusairejimes/200705-ykl.html）なお、経済産業省のホームページにおいても、制度の詳細を紹介するリーフレットがPDF形式で各種配布されている（http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer_document.html）。

それ以外（いわゆる国際輸出管理レジーム）である。条約については、これまでに国際社会で構築されてきた大量破壊兵器に関する主要な条約を中心に据える。核兵器不拡散条約（NPT）、生物兵器禁止条約（BWC）、化学兵器禁止条約（CWC）である。輸出管理レジームについては、核兵器に関するものとしての「原子力供給国グループ（NSG）」、生物兵器および化学兵器関連枠組みとしての「オーストラリアグループ（AG）」、ミサイル全般を扱う「ミサイル技術管理レジーム（MTCR）」、そして通常兵器全般を扱う「ワッセナーアレンジメント（WA）」である。核兵器・化学兵器・生物兵器というNBC兵器に関しては、すでに国際条約制度が確立しており安定的に活用されているのであるが、ミサイルと通常兵器の分野に関しては現状で確立した条約が存在していない。そのため、これら分野における輸出管理については、条約ではなくレジームのシステムを利用することとなっている（MTCRおよびWA）¹⁵⁾。

国内法の側面としては、日本の場合、法律である「外国為替及び外国貿易法（外為法）」を頂点とする各種法令の体系がある。法律の下に、二本の政令（輸出貿易管理令、外国為替令）、経済産業省の省令・告示（いわゆる「貨物等省令」と呼ばれるもの）、経済産業省の通達（いわゆる「運用通達」および「役務通達」と呼ばれるもの）が存在し、国内法の分野においても重層的な体系となっている¹⁶⁾。その基本構造は、まず法律によって規制の法的根拠を示し、続いて政令によって規制される対象品目をリストアップし、さらには省令・告示によってそれらに対する規制の具体的仕様を明らかにし、そして各用語の個別の解釈については通達によって確定している¹⁷⁾。

上記の国際レジーム（NSG、AG、MTCR、WA）のすべてに参加する国を便宜上「ホワイト国」と呼ぶ¹⁸⁾。これらの諸国への輸出については、輸出者側の

15) さらに、北朝鮮をはじめとする特定の国家に対しては、国際連合安全保障理事会（安保理）が採択した各種決議についても理解しておく必要がある。核実験やミサイル発射などに関連して安保理が発したこれら決議によって一定の物品の輸出が禁じられている場合には、そうした制裁対象品目も輸出管理の対象となる。

16) 体系図につき、CISTECのホームページを参照（http://www.cistec.or.jp/export/yukan_houki/taikeizu.pdf）。

17) 本報告では歴史的展開について扱うことはできなかったが、輸出管理の概念はもともと米国の国内法上の取り組みがルーツとなっていたものである。米国においてF. ローズヴェルト大統領が対日戦争を見越して制定した輸出規制法に端を発しているとされる。山本武彦「輸出管理」日本軍縮学会編『軍縮事典』所収（信山社、2015年）456頁。

18) 輸出令別表第3（http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=324CO0000000378#727）に列挙された諸国を指す。日本から見た外国のうち、アジアにおいては韓国のみがホワイト国の扱いとなっていることに注目しておきたい（後掲「補記」参照）。なお、国際の平和と安全の維持に関して懸念のある諸国については輸出令別表第4（同上）にまとめられており、便宜上、「懸念国」と称されている。

便宜を考慮した各種輸出手続（特例制度）が定められており、様々な配慮がなされている（＝リスト規制）。しかし、リストに該当する品目を「非ホワイト国」に輸出しようとする場合に、それらが規制の対象となることから、あえて製品の性能（＝スペック）を多少下げることによって規制を免れようとする事例が散見されるようになってくると、リスト規制だけでは不足であると理解されるようになった。こうした不備を補い輸出管理を精緻化するために導入されたのがキャッチオール規制である。現在では大量破壊兵器と通常兵器の双方の分野においてキャッチオール規制も広く導入され利用されている。

リスト規制・キャッチオール規制の運用によって、特定の国との関係を過度にコントロールする機能を維持することは、実質的に「敵・味方識別機能」を持つのではないかという疑問が生じる。しかし一方では、東西冷戦終結後の大量破壊兵器不拡散型の輸出管理体制において、イデオロギー上の連帯感が希薄になってきていることから、イランや北朝鮮のような一部の対象国を除いて、各々の国が直面する安全保障上の脅威が相違し、それに伴い、輸出管理に関して多国間での一律の合意を得ることは難しくなっているとの指摘もある¹⁹⁾。

5 輸出管理の効用

輸出管理の実施によって大量破壊兵器を含むあらゆる兵器の製造に使われる部品・技術などを完全にコントロールすることは、実際には困難である。それでは、何故現状において我々は輸出管理について検討しなければならないのか。その効用について考えてゆきたい。基本的に、特定の国が特定の兵器を開発してしまうことに対する時間稼ぎをすること。さらに、特定の兵器を製造するための資源・技術を入手するためのコストを高めることによって、その開発を断念させるよう仕向けること。そして、兵器を開発させないようにするための規範意識の醸成。これらが輸出管理の効用であると言われる²⁰⁾。しかし、それだけではインドや北朝鮮の核保有を防げなかったことも広く知られている。

わが国は自由貿易を是とする国家である。故に国家が様々な局面で輸出を強力に管理することは自由貿易の理念と相容れない様に一般的には思われる。また、輸出管理は技術的な先進国が技術流出を阻止するためのある種のカルテルなのだという批判もある²¹⁾。幸い、東西冷戦の終結によりココム²²⁾そのものは解

19) 浅田編・前掲注8)16頁〔村山裕三執筆〕。

20) 浅田編・前掲注8)12頁〔村山裕三執筆〕。

21) 田上ほか・前掲注12)1頁。

22) 多数国参加輸出統制委員会（COCOM）。実質的には共産圏向けの統制に従事。

体したのであるが²³⁾、2004年には国連安保理決議1540号が採択されて、大量破壊兵器不拡散の取り組みについては継承・強化されるに至っている。これと並行して欧米諸国を中心に拡散対抗安全保障構想（PSI）²⁴⁾が導入されている。こうした流れは、先進的な兵器を持つ者と持たざる者に分けて固定化するものであり、国家間の不平等に関する不満の素地となる危険性があると見られている²⁵⁾。大量破壊兵器の開発・保有をすべての国に対して一律に禁止させることは実際には容易ではなく、こうした不平等が継続することについて何らかの対処が必要である²⁶⁾。

6 未成熟な法分野としての輸出管理法分野

すべての主権国家が自衛権をもつことは、国連憲章51条に明記されて国際法上は確立した原則となっている。武力紛争が発生した際に実際に自衛権を行使するためには、一定の能力をもつ兵器を保有していることが想定されるため、これらの保有のための下準備としてのすべての兵器取引（外国からの購入）を一律に否定することは困難である²⁷⁾。第二次世界大戦後の国際社会においては、不幸にも東西冷戦が継続し、そのうちの幾つかの対立については実際に砲火を交え熱戦となっていた。そうしたなかで、国連を中心として様々な取り組みがなされ、平和維持活動PKOなど国連憲章に明記されない活動も定着していった。これと並行して、仮想敵国へと兵器（およびその原材料）が流入することを防止するための取り組みも一部の国々において見られるようになった。その後、幸いにも東西冷戦が終結してココムが解体し、上記のとおり3つの条約・4つのレジームを中心とする輸出管理体制が確立していった。これと並行して、米国を中心とする諸国によるPSIもより一層深化してきている²⁸⁾。4つのレジームを中心に様々な活動が米国を中心に強力的に実施されており、輸出管

23) 兵器の輸出規制についてはワッセナーアレンジメント（WA）に継承された。

24) Proliferation Security Initiative. 日本もPSI共同訓練に参加している。防衛省ホームページ参照（<https://www.mod.go.jp/js/Activity/Exercise/exercise.htm>）。

25) 佐渡紀子「兵器はどう規制されてきたか」大芝亮編『平和政策』所収（有斐閣、2006年）144頁。

26) そうした状況の打開に一定の効果があるはずの核兵器禁止条約制定（2017年）であったが、発効の見通しは立っていない。輸出管理と核軍縮については相乗効果もあると考えられる。この点については今後の検討が必要である。

27) あくまでも武器の「過剰な蓄積」を防止するのが輸出管理の基本理念である。全面的な禁輸ではないことはすでに見たとおりである。

28) 現在、核実験やミサイル発射に関連する安保理制裁決議に対する違反を疑われている北朝鮮による、民間船舶を利用しての海上での瀬取り行為が注視されているところである。

理を含めた貿易の統制に関しては米国の意向が強力に反映される状況が国際社会のなかで存在するといえる。こうした状況を歴史的に振り返ってみると、かつての日米経済摩擦の時代においても同様の様相を呈していたことが思い起こされる。米国が制定する各種国内法措置が米国国外へと「域外適用」されることによって日本など諸外国との深刻な対立が生じていたことを想起しておく必要がある²⁹⁾。東西冷戦が終結して世界貿易機関（WTO）が誕生した現代の国際経済社会においてもなお、米国が国際経済システムを主導する構造に基本的な変化は生じていないように見受けられる³⁰⁾。現在の輸出管理関連法分野においても、米国輸出管理規則（EAR）³¹⁾による事実上の国際法形成機能および域外適用の傾向があり、国際社会がシステム化されている状況にあると考えられる。こうした問題を考えてゆくに当たって、外国法などの、日本国内で正式な手続を経て制定された法律ではない様々な規範が、事実上日本国内において日本の法秩序を改変してゆく力があることについて、今後検討してゆく必要があるといえる。

7 輸出管理と国内における不平等の問題

本報告では、輸出管理問題について大枠から敷衍した関係から、細部について検討することはできなかつた。しかし、国内的な視点から見て特に重要な論点として、人権と輸出管理の関係が挙げられることは明記しておく必要がある。現在、国際社会には様々な国家が存在し、そうした諸国から数多くの外国人が来日している。輸出管理制度の厳格な適用は、平和に繋がるという利点がある

29) 米国による一方的国内措置の国際法形成機能については、山本草二教授と石黒一憲教授の間で議論となるなど、大きな関心と呼んだ歴史がある。

30) この点につき、以下の指摘は示唆に富む。「米国のルールがデファクトスタンダードとなる傾向にあり、これがWTOの場において公式にハーモナイゼーションの対象となる可能性が高い。米国はハーモナイゼーションと呼んではいるものの、実際には世界各国のルールを米国のルールにコンバージェンス（収斂・収束）させていくことに他ならない。日本はこうした流れの中で国内規制を修正する側にあたるため、大きな調整コストを払う必要に迫られている」のである。UFJ総合研究所新戦略部通商政策ユニット編『WTO入門』（日本評論社、2004年）193頁。こうした米国主導のシステム構築状況は、他の法分野においても見られるのではないか。グローバル化の中で米国主導の政策に引きずられる可能性については石黒教授も以下のとおり指摘している。「法制度の国際的調和を言うなら、それではどこをベースとして調和するのか。そう問うと、一斉に皆の目がアメリカを向くような気がしてならない。一強国との調和は、必ずしも真の調和ではない。ヨーロッパ比較法学が一世近く格闘してきたのは、いったい何が普遍的に妥当し得る根源的な規範なのかを求めての、全人格的作業だったはずである」と。石黒一憲『国際摩擦と法〔新版〕』（信山社、2002年）59頁。

31) Export Administration Regulations. その概要につき、以下のホームページを参照（http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/index.html）。

一方、場合によっては不必要な弊害をもたらしていないだろうか。そうした点については今後検討してゆく必要がある。国際法の基本原理に照らして、現在の主権国家には外国人を無条件に入国させる義務は一応存在しないといえる。そして自国に有益な人材について一定の条件の下で入国を許可することが広く行われている。しかしそうした各国の思惑とは別に、経済のグローバル化が着実に進展する現状においては、多様な経済条約（EPA・FTA等）が締結され、外国人の入国条件緩和の流れは着実に進展している。しかし、自国入国後の外国人の行動については、当該外国人の出身国が上記の「ホワイト国」であるか否かによって対応が異なってしまう側面もあることを忘れてはならない。確かに、諸外国をみても、米国においては日本と比べてより厳格な外国人管理制度がITAR（国際武器取引規則）³²⁾という形で定められているといわれるが、輸出管理を重視するあまり、留学生等の外国人の受け入れ先の大学が過度に特定国からの留学生を疎外したり、不利な扱いを行っていないか、各大学における取組みを分析する必要もあるといえよう³³⁾。本報告の後、中国通信企業大手であるファーウェイ社（HUAWEI、華為技術有限公司）による先端技術不正取得疑惑が米国で問題視されるようになった。今後の推移を見守ってゆきたい³⁴⁾。さらに、日本の輸出管理のシステムにおいては、法律としての外為法を中心としながらも、その詳細については政令・省令によって多くの規制が及んでいることを如何に評価するかについても、残された問題点として指摘しておきたい。

おわりに

兵器はひとたび使用されれば人命を損ない器物を破壊するものである。ただし、現状の国際社会において即時に兵器の一切存在しない世界を実現することもまた困難である。そうした状況のなかで、日本が如何なる針路に進むべきか、

32) International Traffic in Arms Regulations.

33) 浅田編・前掲注8)211頁〔伊藤正実執筆〕。各大学における適切な輸出管理・留学生対策についてはCISTECによる支援も実施されている。以下のホームページを参照。〈<http://www.cistec.or.jp/service/daigakukaiin.html>〉冊子として入手できるものとして、以下のものがCISTECから刊行・販売されている。『安全保障輸出管理関係資料集——大学・研究機関用』（2011年）、『同第2集』（2015年）、『同第2集追補版』（2016年）。

34) 北朝鮮により迂回拠点として中国企業が利用される危険性については、CISTEC編『中国ビジネスに潜む軍事転用・拡散リスク——狙われる日本のハイテク民生技術』2015年、203頁以下参照。米国は中国に対する輸出管理制度を、かなり柔軟に適用しているように見受けられる。これまでの輸出管理レジームの中国への適用の問題点について分析したものとして、長谷川直之『ココム・WMD・そして中国——アメリカ輸出規制戦略との現実』（現代書館、2008年）147頁以下参照。

議論を深めてゆく必要がある³⁵⁾。貿易によって他国に兵器を販売する国が減少することの意味については、様々な側面から論じることが可能である。兵器の販売量および販売国数が減少することは望ましい。しかしその一方で、中小国などが、米露等の武器輸出大国に追随するかたちで兵器輸出拡大を目指していることで兵器市場の不透明化の懸念が生じてきているとすれば、一定の国際レジームに参加する「ホワイト国」を中心とする国による紳士協定だけでも機能させるほうが望ましいという指摘も可能であろう³⁶⁾。そのような取引の明確化という観点から、国連においては武器移転登録制度が実現した過去がある。こうした制度についてもより一層活用してゆくことが重要であろう。現在の日本には、様々な国から多くの外国人が来日している。そうした外国人の人々に、日本が理念とするところを適切に伝授し、各外国人が帰国後に母国で軍縮運動に取り組んでくれるような素地を育ておくことも重要である。非ホワイト国から来日する外国人を警戒するだけでなく、そうした外国人が帰国後に当該国家の世論を変革するリーダーとなってゆくこと、そうしたことも日本が留学生を受け入れるメリットであると筆者は考えている。そのうえで、日本も周辺国も兵器を削減し廃絶してゆく国際社会の建設に向けて多くの人々とともに取り組んでゆきたい。

〔補記〕

本稿脱稿後の2019年8月、日本政府はホワイト国のリストから韓国を除外する政令を閣議決定し公布した。これと並行して、輸出管理上における国別カテゴリーの名称見直しが行われた。かつてホワイト国と呼ばれた国々は今後「グループA」とされ、これとは別に新しいカテゴリーとしての「グループB」の枠組みが導入された。これにより、輸出管理対象国のカテゴリーは3分類から4分類となり、韓国はグループBにカテゴライズされることとなった。

35) この点につき入門書として、池内了ほか編『武器輸出大国ニッポンでいいのか』（あけび書房、2016年）参照。

36) 非ホワイト国に対し、一つでも多くの国際条約や国際レジームに参加してもらうことも重要であり、そうした説得活動も日本の大学を中心に継続してゆく必要があるだろう。世界各国の軍縮軍備管理関連条約受け入れ状況については、様々な資料を参照することができる。差し当たり、浅田編・前掲注8)304頁以下の資料を参照。